

国民健康保険税率の変更と軽減制度のお知らせ

国民健康保険(国保)は、加入者のみなさま(被保険者)が病気やけがをされたときに、安心して医療機関にかかることができるように、国民健康保険税(国保税)を出し合い、みんなで支え合う制度です。国保税はみなさまの「健康」と「いざというときの安心」を守るための大切な財源です。

税率が変わりました

国保の主な財源は、国、県、市の負担金及び加入者のみなさまの国保税です。

高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費は年々増加し、長引く社会経済の低迷の影響で税収入が落ち込み、国保財政は大変厳しい状況になっています。

そのため、国保会計の貯金である「国保財政調整基金」の残高は年々減少し、国保制度を支えることが難しくなっています。今後の国保運営を維持していくことと、被保険者の急激な負担増とならないように配慮して、国保税率を改正しました。

今回の改正で、加入者のみなさまの負担が増えることになり

ますが、ご理解とご協力をお願いします。

国保税の軽減について

国保税の軽減額も改正となりました。

軽減制度は、前年の所得が一定の基準以下の場合に、均等割額および平等割額の7割、5割2割が軽減されるものです。

この制度に該当される世帯は、申請の必要はありません。

軽減制度の適用については、国保加入者全員の所得金額により世帯で判定します。

問い合わせ

総務部税務課(社庁舎)
☎43・0397



平成21年度の国保税率表 ()内は平成20年度分です。

		医療給付費分 [全加入者対象]	後期高齢者支援金等分 [全加入者対象]	介護納付金分 [40歳以上65歳未満対象]
所得割額	被保険者の平成20年中の基準総所得金額に対し	5.57% (5.35%)	2.48% (2.10%)	1.92% (2.05%)
	被保険者の本年度の固定資産税額(土地家屋にかかる税額)に対し	7.70% (7.50%)	2.90% (2.50%)	2.90% (2.70%)
資産割額	被保険者1人ごとに(世帯の国保加入者数に応じて)	23,000円 (22,700円)	8,800円 (7,900円)	9,400円 (9,900円)
均等割額	1世帯ごとに	特定世帯以外の世帯	7,000円 (6,400円)	5,300円 (5,600円)
平等割額		特定世帯	9,100円 (9,000円)	
課税限度額		470,000円 (470,000円)	120,000円 (120,000円)	100,000円 (90,000円)

からの合計額が1年間の国保税額となります。ただし、課税限度額を超えて課税は行いません。

特定世帯とは…国保に加入していた方が長寿医療制度に移られたことにより、世帯で国保被保険者が一人だけになる世帯。長寿医療制度に移られてから5年間に限り、介護納付金分を除いて、平等割額が半額になります。申請の必要はありません。

国保税の軽減の対象となる前年所得の基準

均等割額・平等割額の軽減対象となる前年所得金額の基準	軽減割合
世帯主および国保加入者の合計所得金額が33万円以下の世帯	7割軽減
世帯主および国保加入者の合計所得金額が33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数と世帯主以外の特定同一世帯所属者の合計)以下の世帯	5割軽減
世帯主および国保加入者の合計所得金額が33万円+(35万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合計)以下の世帯	2割軽減

特定同一世帯所属者とは…長寿医療制度に移られたことにより、国保の資格を喪失した方

国民健康保険加入者で、入院時の医療費が高額になったときは

入院時の医療費を軽減する制度があります。

国民健康保険加入で70歳未満の方が、入院時に医療機関で1か月に支払われた一部負担金(下の表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた分は、市が医療機関に支払い、みなさまの負担は自己限度額で済む制度)があります。(国保税の滞納がない世帯に限ります)

限度額適用認定証等の交付には申請が必要です

入院時の自己負担限度額の適用を受けようとする方には、申請により、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯は、限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付します。(医療機関へ認定証を提示することで、この制度が適用されます)

なお、限度額適用認定証等の有効期限は毎年7月31日まで、自動更新はしません。

この制度の利用を希望される方は、または既に利用されている方で8月以降も引き続き認定証が必要の方は、申請の手続きをさせていただきます。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得の区分	自己負担限度額
上位所得世帯の方	150,000円+1%
一般世帯の方	80,100円+1%
住民税非課税世帯の方	35,400円

「1%」は、実際にかかった医療費の総額が、上位所得世帯の場合は500,000円、一般世帯の場合は267,000円を超えた場合に、超過額の1%を加算します。

過去12か月間に、自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目から限度額が次のとおりになります。

所得の区分	自己負担限度額
上位所得世帯の方	83,400円
一般世帯の方	44,400円
住民税非課税世帯の方	24,600円

認定証は、申請月の初日から有効となります。また、後日郵送でお届けします。

申請窓口
各庁舎の窓口センターで手続きをしてください。(手続きには国民健康保険被保険者証、印鑑が必要です)

なお、70歳以上の方で、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付の対象になる方には、別途通知しています。

問い合わせ
市民安全部保険・医療課
(滝野庁舎) ☎48・3002

出産育児一時金を4万円増額します

被保険者または被保険者であった方が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産されたときにお支払いする出産育児一時金を、35万円から39万円に増額します。なお、産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産された場合は、今回の増額分とは別に3万円の加算がありますので、支給金額は次のとおりとなります。

産科医療補償制度加入の有無	支給額
加入していない医療機関等で出産	39万円
加入している医療機関等で出産	42万円

国保税額の計算はこうなります(平成20年度と平成21年度の比較)

<モデルケース>
家族構成 4人家族：夫(世帯主：所得有、固定資産有) 妻と子ども2人(所得無、固定資産無)
(内2人が40歳以上65歳未満で介護納付金分対象者)

所得金額 年間総所得金額 2,000,000円 - 基礎控除 330,000円 = 基準総所得金額 1,670,000円

固定資産税額 83,000円 ← この額に資産割額の率を掛けます

この額に所得割額の率を掛けます

平成20年度

国保税(+ +) 341,200円			
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	89,345円	35,070円	34,235円
資産割額	6,225円	2,075円	2,241円
均等割額	90,800円	31,600円	19,800円
平等割額	18,000円	6,400円	5,600円
計	204,300円	75,100円	61,800円

約3.8%の増額

100円未満切捨て

平成21年度

国保税(+ +) 354,100円			
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	93,019円	41,416円	32,064円
資産割額	6,391円	2,407円	2,407円
均等割額	92,000円	35,200円	18,800円
平等割額	18,200円	7,000円	5,300円
計	209,600円	86,000円	58,500円